

公認会計士・監査審査会の 活動と今後の課題

-監査法人検査を踏まえた監査役への期待-

金融庁

公認会計士・監査審査会事務局長

兼 検査局審議官

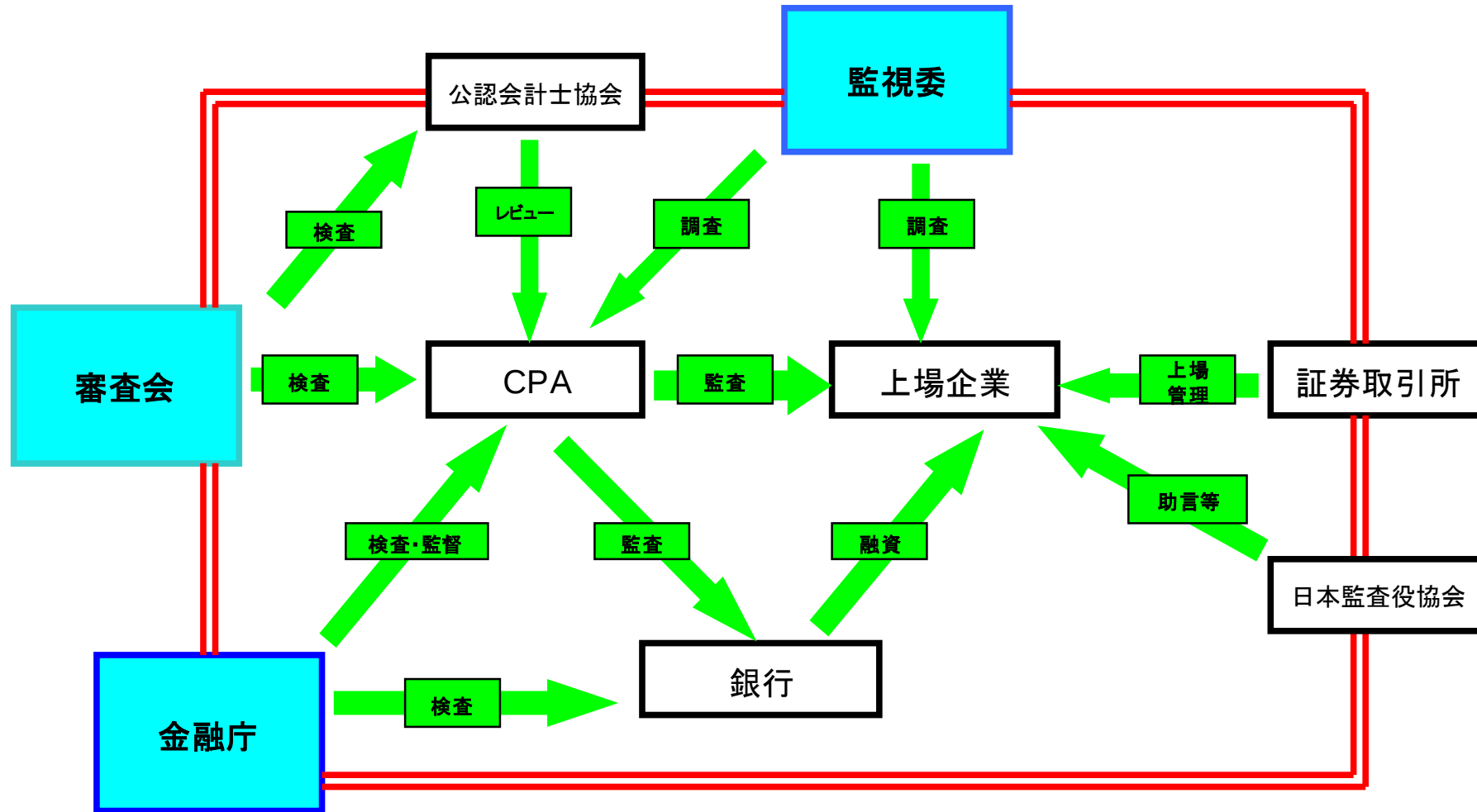
佐々木清隆

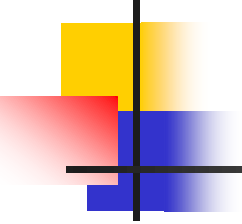


Agenda

1. 公認会計士・監査審査会の組織
2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査
3. 監査法人検査を通じてみたコーポレート・ガバナンスの問題：監査役への期待

== 連携



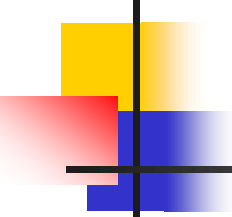


1. 公認会計士・監査審査会の組織



主な業務・権限

1. 公認会計士・監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査等
2. 公認会計士試験の実施
3. 公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分等の調査審議

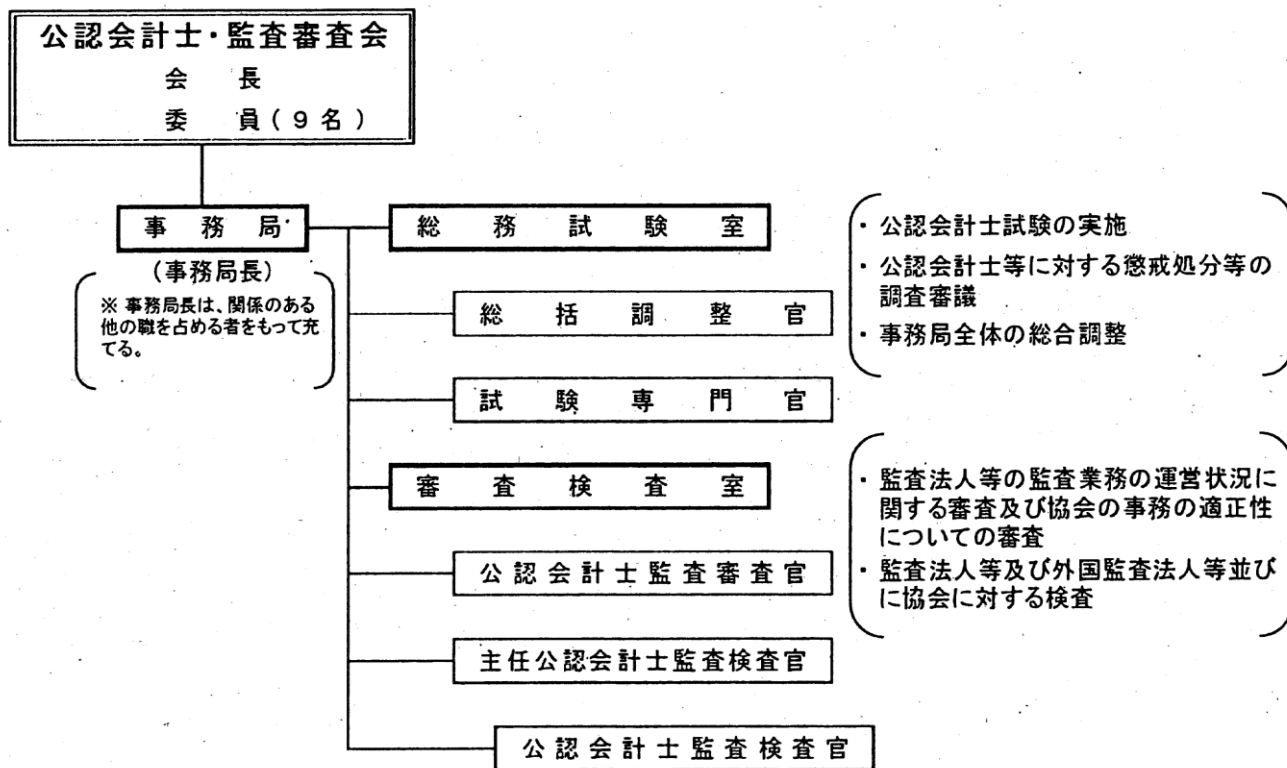


審査会の組織

平成16年4月設置。現在第3期（平成22年4月～25年3月）

- **友杉会長**
- **廣本常勤委員**
- **非常勤委員（8名）**

事務局の構成





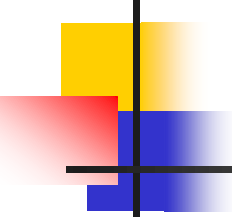
事務局の定員の推移

(単位: 人、年度末ベース)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
合 計	43	47	51	55	58	57
総務試験室	12	12	12	14	14	14
審査検査室	31	35	39	41	44	43
主任公認会計士監査検査官	4	4	5	5	7	7
公認会計士監査検査官	20	24	26	28	28	27



2. 公認会計士・監査法人 に対する審査・検査



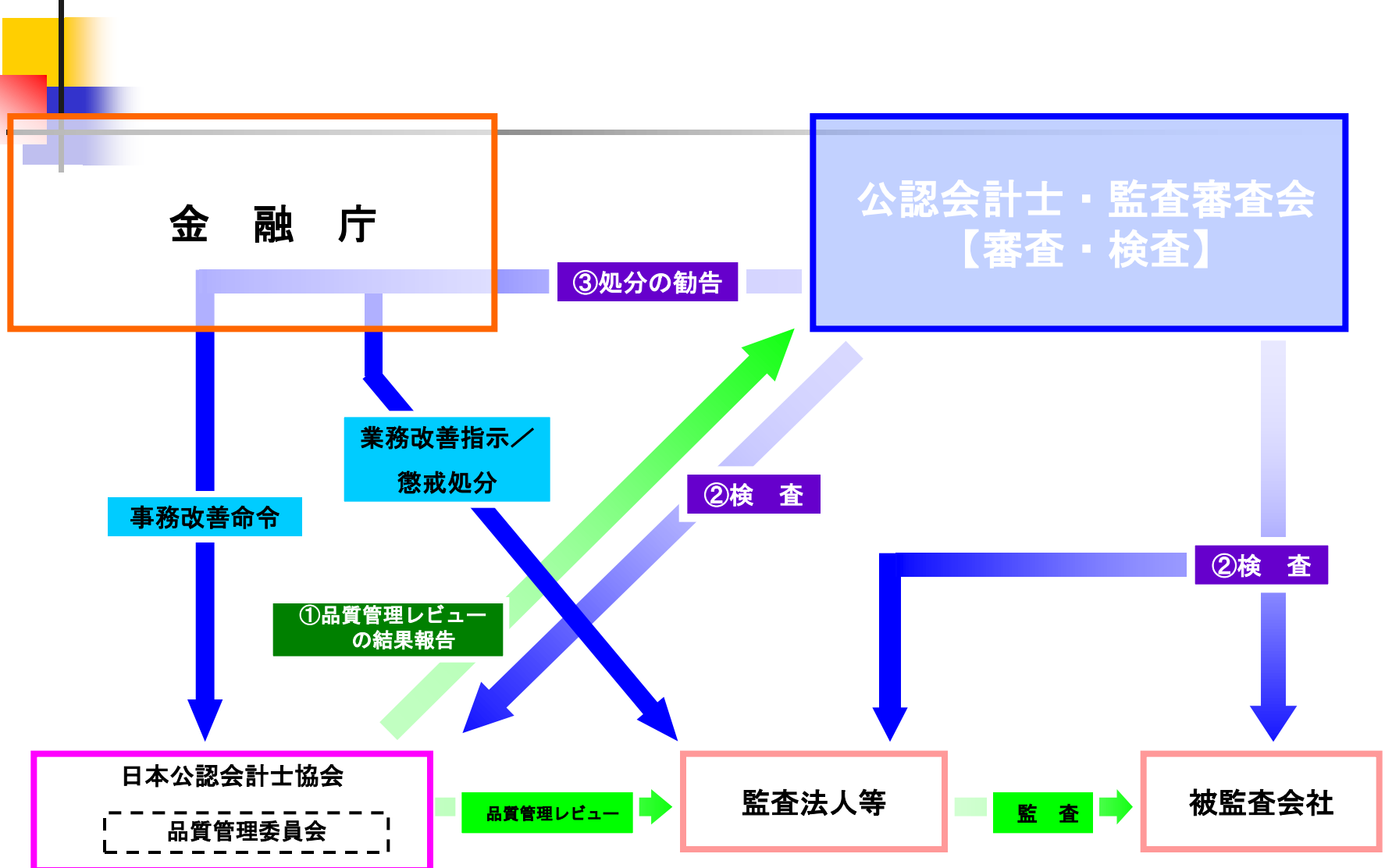
企業の会計不正・粉飾の増加

- 2001年エンロン破綻とアーサーアンダーセン問題(米国)
- 2005年カネボウ粉飾・中央青山監査法人問題(日本)
- 2006年ライブドア事件
- 伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスの増加



会計不正・粉飾と監査対応

- 監査基準の改定・強化：会計不正の予防、財務情報の信頼性強化
- 監査法人自身の審査機能：監査品質向上のための監査法人としての自己規律
- 日本公認会計士協会による品質管理レビューの導入（1999年）：自主規制機能
- 公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：公的監視





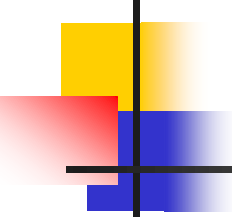
審査・検査の目的: 監査の品質確保・向上

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー(自主規制)を前提に、審査会による審査・検査(公的規制)が補完する二重チェック・システム
- 監査事務所における監査業務の適切性の検証
- 協会の品質管理レビューの実効性の検証



審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査：協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入り検査：協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告



審査・検査の実施状況

■ 審査の実施状況

(平成24年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	94	140	139	131	120	83	99	65

(注) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

■ 検査の実施状況

(平成24年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	4	12	16	11	6	7	9	9

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2) 検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。



金融庁長官への勧告

- 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成24年3月31日現在)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	4	3	5	1	1	1	2

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。



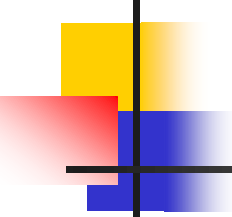
監査の品質管理に関する 検査指摘事例集(平成23年7月)

- 審査会検査における主な指摘事例の公表
 - 監査事務所による自主的な取組みを期待
(主な項目)
1. 業務管理体制、2. 職業倫理及び独立性、3. 監査実施者の採用、教育、評価等、4. 監査契約の締結・更新、5. 監査業務の実施、6. 監査調書、7. 監査業務の審査、8. 品質管理システムの監視、9. 共同監査



平成24年度審査・検査基本計画(1): 監査法人を巡る現状

- 上場会社を巡る環境の変化: 上場会社数の減少、企業の監査報酬の見直し等
- 新たな法令諸基準の適用
- 近時の企業不祥事の発生
- 監査法人への批判等



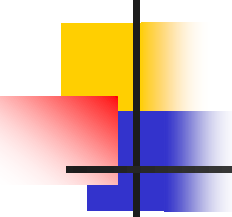
平成24年度審査・検査基本計画(2): リスクベース・アプローチ検査の徹底

- より本質的な問題の検証のための深度ある検査: 形式的不備に留まらず、その背景にある構造的問題等へのフォーカス
- 監査法人、監査業務のリスクに応じたメリハリのある検査
- そのための検査に先立つ事前のリスク・アセスメントの強化: 金融庁、監視委、公認会計士協会、証券取引所等との情報共有



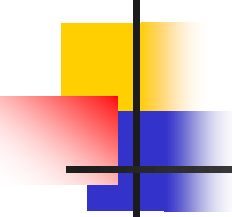
平成24年度審査・検査基本計画(3): 大手監査法人検査

- 2年毎の公認会計士協会レビュー
 - 審査会発足後、2年毎3巡目の検査
 - グローバル・グループによる定期的検証
- **minimum standard**の品質管理の基本的問題よりも、グローバルな監査法人としての**best practice**の構築が一層重要
- 単なる準拠性の観点からの形式的な指摘よりも、より本質的な問題の検証の必要性



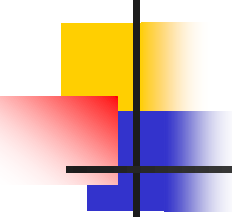
平成24年度審査・検査基本計画(4): 新設、中小監査法人への対応

- 小規模監査法人の問題: 会計士5名で法人設立可能、上場企業を監査する組織態勢としての実効性
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題: いわゆる「駆け込み寺」監査法人
- 監査法人としての基本が不十分: **minimum standard**の観点での検証の必要性
- 不十分な職業的懐疑心等
- 場合によっては、協会の品質管理レビューを待たずに、機動的に検査を実施



平成24年度審査・検査基本計画(5): 協会の品質管理レビューの機能向上

- 審査会検査の前提としての、自主規制機関である協会レビューの重要性
- 個別監査法人検査を通じた協会レビューの実効性の検証
- 検査結果を踏まえた協会レビューアーとの意見交換
- 協会レビューの検査による検証



平成24年度審査・検査基本計画(6): 審査・検査後の対応

- 検査結果通知後の報告徴収: 監査法人による改善状況のフォロー
- 個別検査結果の分析の強化、それを踏まえた業界横断的な問題点の抽出
- 検査結果(ミクロ)→制度、業界横断的な問題(マクロ)
- 関係部局との連携、意見交換、情報発信



3. 監査法人検査を通じてみた コーポレート・ガバナンスの問題: 監査役への期待



監査人と監査役のコミュニケーション (1)

1. 監査人が監査先企業における問題を把握した場合の監査役等への通報

①会社法397条

- 監査において発見した、監査役の職務遂行との関連で重要な事項(内部統制の重大な欠陥、取締役等の不正、違法行為等)の監査人と監査役のコミュニケーションの必要性



監査人と監査役のコミュニケーション (2)

②金商法193条の3

監査人による監査先企業における法令違反等事実の発見への対応；監査役への通知の上での当局（金融庁長官）への申し出

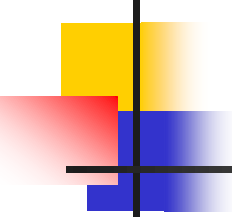


監査人と監査役のコミュニケーション (3)

2. 監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーション

①会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務。



監査人と監査役のコミュニケーション (4)

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施してるかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



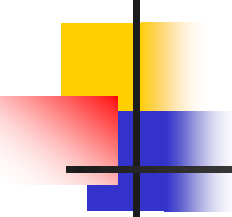
監査人と監査役のコミュニケーション (5)

- 監査人・監査役の不十分なコミュニケーション
監査人→監査役：インセンティブの不足
監査役→監査人：理解の不足
- 日本監査役協会・日本公認会計士協会共同声明「企業統治の一層の充実に向けた対応について」(24年3月29日)：監査人と監査役の双方向からの積極的な連携の重要性



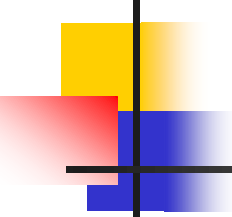
監査人と監査役のコミュニケーション (6)

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
 - 取締役(会)(現行)
 - 監査役(会)(会社法制見直し中間試案A案)
- 選解任、報酬決定の上で、監査人監査への理解の必要性



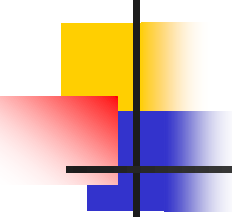
会計監査人監査未実施の問題(1)

- 大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上の株式会社)には会計監査人監査の実施義務(会社法328条、436条)
- しかし会計監査人未設置会社の存在(500社程度(推計))特に、非上場会社:会社法違反;罰則は過料100万円(会社法976条)
- 会計監査人の設置は登記事項(会社法911条):設置の有無は登記で確認可能。



会計監査人監査未実施の問題(2)

- 日本公認会計士協会→全銀協(平成23年8月29日): 金融機関は、与信先が大会社で会社法監査の対象となる場合、会計監査人設置の有無の確認に留意するよう要請。
- 金融庁検査局: 金融機関における会計監査人設置の確認、監査報告書の入手は信用リスク管理上重要。上記日本公認会計士協会要請への対応を金融検査でも確認する方針を徹底(平成23年9月)



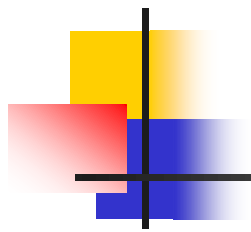
会計監査人監査未実施の問題(3)

- 金融機関による信用リスク管理上の問題：融資先の税務申告書は入手しても、監査報告書の未入手の事例
- 金融検査→金融機関の信用リスク管理強化（監査報告書の入手等）→大会社における会計監査人監査の実施；会社法違反の是正
- 他方、当該大会社の監査受嘱監査法人の問題：監査法人にとってのリスク



監査役への期待

- コーポレート・ガバナンスの上での役割
- 会計監査人との双方向での連携、実効性あるコミュニケーション
- 会計監査人の職務に対する関心、理解
- 公認会計士・監査審査会の活動への関心



Thank you !

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>